

第4章 地球環境の保全

第4章では、私たちの生存基盤である、恵み豊かな環境を気候変動等によって大きく損なう可能性がある地球温暖化問題について、県民、事業者、県それぞれによる地球温暖化防止に向けた取り組みについてまとめています。また、地球温暖化以外の地球環境問題にかかる国際環境協力についてもまとめています。

現状と課題

本県における二酸化炭素の排出量は、県民1人当たりの排出量としては全国平均を下回っているものの、全国と同様に増加傾向にあります。また、部門別にみると全国と比べて産業部門の二酸化炭素排出割合が低く、県民生活に直結する民生（家庭・業務）部門の排出割合が高い状況にあり、民生部門は排出量も全国と同様に増加しています。

これまでも、環境マネジメントシステムへの取り組みや新エネルギーの導入など県民、事業者、行政それぞれの立場で二酸化炭素の排出抑制に向けた努力が積み重ねられていますが、これらの取り組みをより一層、県内全域に普及していくとともに、民生部分を中心としたエネルギー消費効率のさらなる向上や省エネ型製品の積極的導入など多様な取り組みを展開していく必要があります。また、二酸化炭素の吸収・固定に向けた取り組みとして森林の適正管理や緑化を推進していく必要があります。

第1節 地球温暖化防止

1 地球の温暖化とは <地球温暖化対策室>

私たちが住む地球は、大気におおわれています。大気の中には微量の二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスと呼ばれるものが含まれており、この温室効果ガスが地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収し大気を暖めて地球の平均気温を15℃に保っています。

ところが、人間活動が巨大化することにより温室効果ガスが増加し、地球の気温が上昇してきています。(図1)地球温暖化の現状や影響等に関して最も信頼のおける「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第4次報告書によると、このままでは、21世紀末には20世紀末に比べ地球の平均気温が1.1度から6.4度上昇し、海面が最大60cm上昇するという予測がされています。

気象庁の観測によると、日本でも年平均気温はこの100年間で約1.0度上昇していますし、石川県においても同様の傾向が見られます。(図2、図3)

この地球の温暖化による人間社会や生態系への影響は計り知れません。

同報告書では、現在と同レベルの温室効果ガスを排出し続けることにより、豪雨や洪水、干ばつや熱波、大規模な水不足など異常気象による自然災害が激化し、農業への打撃、感染症の増加、さらには死滅のリスクにさらされる生物種が増加するなど様々な悪影響が複合的に生じるおそれが強いとされています。

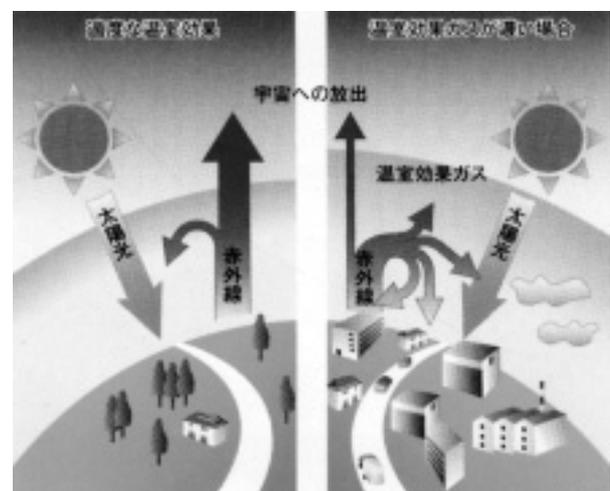


図1 温室効果のメカニズム

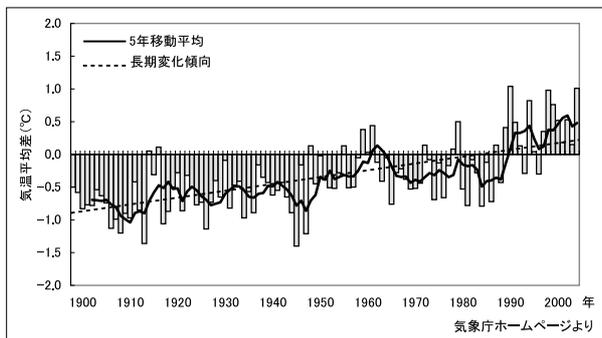


図2 日本の年平均気温の年差の経年変化 (1898～2004年)

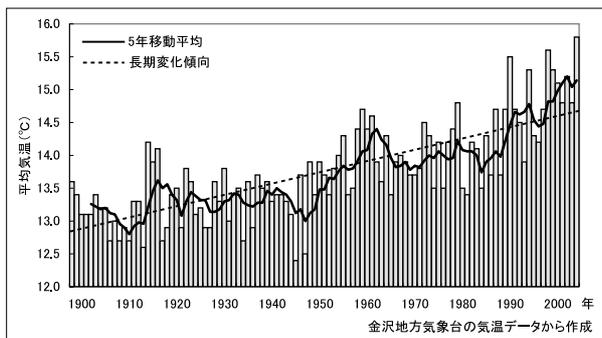


図3 金沢の年平均気温の経年変化 (1898～2004年)

2 国及び国際的な取り組み

<地球温暖化対策室>

温暖化が重大な地球規模の問題だと考えられはじめた1988年に、温暖化のメカニズムや温暖化による影響、温暖化対策を研究するために、世界各国の科学者が集まり「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立されました。

また、1992年5月には、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」が結ばれました。

そして、1997年12月にこの条約の第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議（COP3））が京都で開催され、「京都議定書」がまとめられました。

京都議定書では、気候変動枠組条約を批准した締約国のうち先進国（東欧を含む38カ国と欧州委員会）にそれぞれ目標量を示して6種の温室効果ガス削減または抑制を義務づけ、達成時期を定めています。日本の削減目標値は、2008年から2012年までの第1約束期間に1990年レベルから6.0%削減と定められました。

しかし、2007年度の温室効果ガスの総排出量は、1990年度に比べて9.0%上回っており、また、前年度と比べると2.4%の増加となってい

ます。京都議定書の目標を達成するためには、森林吸収源対策での削減3.8%、京都メカニズムでの削減1.6%を前提として、温室効果ガスを9.6%削減しなければならず、より一層の取り組みが必要となっています。

ただし国によれば、前年度と比べて排出量が増加した原因として、原子力発電所の利用率の低下に伴う電力排出原単位悪化の影響が大きく、原子力発電所の利用率が長期停止の影響を受けていない時の水準（1998年度の実績値）にあったと仮定して、2007年度の温室効果ガスの総排出量を推計すると、1990年度比で4.0%増であり、この場合、温室効果ガスを4.6%削減する必要があるとしています。

そこで、国では、京都議定書目標達成計画を全部改定（H20.3）し、省エネ法の改正に基づく省エネルギー計画の策定・報告制度の拡充、建物（ビル）や住宅の省エネ化の推進、エコドライブの推進、低炭素車の普及拡大、省エネ家電製品の普及拡大など対策を強化しました。

さらに、平成21年12月には、第15回締約国会議（地球温暖化防止コペンハーゲン会議（COP15））が開催され、京都議定書第一約束期間が終了する2013年以降の温室効果ガス排出削減等の地球温暖化対策が協議される予定となっていますが、わが国も2020年までの中期目標を掲げ、参加することとなっています。

3 石川県の取り組み <地球温暖化対策室>

本県の平成17年（2005年）二酸化炭素排出量の推計値は、表1のとおりとなっています。

県では、平成16年4月1日にふるさと環境条例を施行し、そのなかで、地球温暖化防止を図るため、民生（家庭やオフィスの省エネ等）、産業（製造工程における省エネ等）、運輸（自動車、交通対策等）の各部門における二酸化炭素排出抑制のための施策及び森林による二酸化炭素吸収促進のための施策を盛り込みました。

更に、平成17年3月に策定した「環境総合計画」の中で、京都議定書の目標達成のため、2001年度を基準とした2010年度（平成22年度）を目標年次とする次の二酸化炭素排出削減目標

を設定しました。

エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出削減目標（CO₂/年）
 産業部門： - 112千トン（2001年比 - 3.7%）
 民生部門（家庭）： - 188千トン（同 - 11.2%）
 民生部門（業務）： - 187千トン（同 - 12.2%）
 運輸部門： - 216千トン（同 - 7.8%）
 削減総量： - 703千トン（同 - 7.8%）
 同様の算定方法によると、国では - 7.3%となる。

また、これらの目標を達成するための行動計画として、法や条例の主旨も考え合わせ、次の行動目標を設定しました。

目標項目	目標値
地球温暖化防止活動推進員の配置	100人程度
環境マネジメントシステムに取り組む事業所数	600事業所
家庭版環境ISOに取り組む家庭数	1,000家庭
地域版環境ISOに取り組む地域数	40か所
学校版環境ISOに取り組む学校数	80校

家庭版環境ISOに取り組む家庭数が、平成20年度に目標値を達成したことなどから、家庭版、地域版及び学校版の目標値を平成21年度に見直すこととしています。

これらの行動目標は、重要な事項を取り上げているもので、これらの達成のみで二酸化炭素排出削減目標が達成できるわけではありませ

ん。

環境総合計画に盛り込まれた132項目にのぼる県民、事業者、民間団体（NPO）、行政等の取り組みを協働によって進めていくことが必要であり、それぞれが地球温暖化防止活動に取り組むことが期待されます。

（1）県民の取り組み推進

県民エコライフ大作戦＜地球温暖化対策室＞

県では、平成18年度から県民総参加で、身近な省エネ・省資源を実践し、地球温暖化防止を図るための「県民エコライフ大作戦」を実施しています。

ア 「大作戦」の内容

- ・身近に取り組める省資源・省エネルギー行動をメニュー化して示した取り組みシートを作成（家庭用、学校・事業者・団体用）
- ・各種団体、市町等からなる「チーム県民エコライフ」を組織し、企業、学校、県婦人団体協議会等を通じて取り組みシートを配付
- ・取り組みの結果を取り組みシートに記入し、団体、市町等を通じて県に報告。
- ・県では、取り組み結果をとりまとめ、二酸化炭素排出量の推計値などを県のホームページ等に掲載し、地球温暖化防止の意識向上を図る。

イ 平成20年度のエコライフ大作戦の結果

表1 石川県の部門別二酸化炭素排出量

		(千トン-CO ₂ /年)							
		1990年	1995年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	部門割合(%)
内 訳	総排出量	8,313	9,822	10,764	10,616	11,044	11,188	10,598	100.0
	産業	2,939	3,232	3,022	2,736	2,884	2,885	2,701	25.5
	民生(家庭)	1,229	1,542	1,675	1,530	1,622	1,707	1,588	15.0
	民生(業務)	1,171	1,288	1,539	1,913	2,071	2,137	2,090	19.7
	運輸	2,077	2,604	2,964	2,978	2,956	2,807	2,714	25.6
	廃棄物	889	903	1,054	965	960	966	966	9.1
	エネルギー転換	9	252	511	494	551	686	539	5.1
全国総排出量		1,143,201	1,226,575	1,238,801	1,276,701	1,283,917	1,282,512	1,287,335	

- ・家庭用取り組みシート回収数68,902枚（石川県下全世帯の約15%）
- ・家庭の取り組みにおける二酸化炭素排出抑制総量492トン
- ・企業、学校、団体における取り組み箇所数1,442
- ・企業、学校、団体の取り組みにおける二酸化炭素排出抑制総量538トン

いしかわ学校版環境ISOの普及推進

<地球温暖化対策室>

平成13年度に、児童・生徒及び教職員が容易に、かつ効果的に環境保全活動に取り組むための指針「いしかわ学校版環境ISO」を策定しました。平成14年度から、この指針に基づき「環境行動計画」を作成し、ごみの減量化、二酸化炭素排出量の削減など環境保全活動に取り組む学校をいしかわ学校版環境ISO認定校として認定しています。

平成20年度は、小学校4校、中学校1校、高等学校14校、特別支援学校2校の計21校を認定し、平成20年度末現在の認定校は61校となりました。

- ・いしかわ学校版環境ISO認定校（平成20年度）
- 金沢市立森山町小学校
- 金沢市立田上小学校
- 金沢市立金石町小学校
- 珠洲市立若山小学校
- 羽咋市立邑知中学校
- 石川県立大聖寺実業高等学校
- 石川県立小松高等学校
- 石川県立寺井高等学校
- 石川県立鶴来高等学校
- 石川県立野々市明倫高等学校
- 石川県立金沢伏見高等学校
- 石川県立金沢辰巳丘高等学校
- 石川県立金沢桜丘高等学校
- 石川県立金沢向陽高等学校
- 石川県立宝達高等学校
- 石川県立七尾東雲高等学校
- 石川県立富来高等学校

- 石川県立門前高等学校
- 石川県立輪島実業高等学校
- 石川県立養護学校
- 石川県立明和養護学校

また、幼児期から環境保全に対する意識を醸成することで、いしかわ学校版環境ISOへの円滑な移行や、地域・家庭への波及効果が期待できることから、保育所・幼稚園において、ミニいしかわ学校版環境ISOのモデル事業を平成20年度から実施しました。

いしかわ地域版・家庭版環境ISOの普及推進

<地球温暖化対策室>

平成15年度に、地域や家庭が楽しく容易に自主的な環境保全活動を展開していくための指針「いしかわ地域版・家庭版環境ISO」を策定しました。

地域版環境ISOについては、平成16年度から、指針に基づき「環境行動計画」を作成し、実践する公民館や町内会等を認定地域として認定しています。平成20年度は、7公民館、2町内会、1団地、1商店街を認定し、平成20年度末現在の認定地域は31地域となりました。各地域では、地域住民や商店、事業者が協力して環境保全活動を推進しています。

家庭版環境ISOについては、省エネルギー、省資源・グリーン購入、ごみの削減・リサイクル等について「取り組み宣言」し、実践する家庭を「エコファミリー」として登録しています。平成20年度は、591家庭を登録しました。

また、登録後、6~9ヵ月程度以上続けて実践する家庭を認定することとし、577家庭を認定しました。

平成20年度末現在の登録家庭は1008家庭、認定家庭は981家庭となりました。

県では、これらの認定地域及び認定・登録家庭の参加を得て、地域版・家庭版環境ISOの全県的な普及を図っています。

地域環境力強化セミナーの実施

<地球温暖化対策室>

県・市町が連携して温暖化防止対策に取り組むため、平成20年度から情報共有やノウハウの交換、専門家による講義等を実施し、県内全域における環境保全活動の推進を図っています。

開催回数 5回

内 容 ・「改正地球温暖化防止実行計画」についての説明及び策定支援セミナー
・環境首都フライブルク市環境局長の講演 など

地域環境力向上フォーラムの実施

＜地球温暖化対策室＞

平成20年度に、環境保全活動の普及を目的に、県庁でフォーラムを開催しました。フォーラムでは、日頃から環境保全に取り組んでいる学校や地域などが独自の活動内容を発表しました。

また、学校・地域の省エネ等の取り組みを評価し、環境教育教材などで還元する「エコギフト」の贈呈式、環境保全に積極的な取り組みを行っている個人・団体への認定証の交付式も行いました。

・地域環境力向上フォーラムの開催

開催日 平成21年3月13日（金）

場 所 県庁19階展望ロビー

内 容 ・エコギフトの贈呈、認定証等の交付（エコギフト大賞 県立翠星高校など）
・優良事例報告（学校、地域、家庭、事業者、保育所の取り組み）
・エコギフト贈呈校・地域等の取り組み活動の掲示

参加者 約200人

エコリピングの推進＜地球温暖化対策室＞

住宅の省エネ化については、地球温暖化防止対策の柱として位置づけられている重要な取り組みです。県では、建物の躯体や設備の省エネ化（ハード面）と住まい方の省エネ化（ソフト面）の両面にわたる省エネ化の手法・工夫について「いしかわ流エコリピング研究会」を立ち

上げ、検討を行っています。

平成20年度には、検討したハード・ソフト両面の省エネの取り組みを取りまとめたエコリピングマニュアルの作成を行いました。

また、平成20年8月25日（月）には、ドイツ・ハム市エコセンター所長であるマンフレッド・ラウシェン氏をお招きし、「CO₂40%削減を目指すドイツの建築」と題した講演を行いました。

レジ袋削減の推進 ＜地球温暖化対策室＞

地球温暖化防止は、私たちが取り組むべき喫緊課題です。この課題解決に向けた身近な取り組みとしてレジ袋の削減があります。

レジ袋削減の取り組みは、ゴミの排出抑制や資源の節約効果のほか、家庭での省エネ・省資源への行動とつながり環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るきっかけとなることが期待できます。

県では、平成19年6月に、食品スーパー等の小売事業者（12社108店舗）と社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議との3者でレジ袋削減協定を締結しました。

また、平成20年11月には、県レベルでは初めてのコンビニエンスストア（1社76店舗）と協定を締結するなど、新たな業種の掘り起こしを図りました。

さらに、取り組みの強化・拡大を図るため、ドラッグストア、クリーニング店、書店の新たな業種から参加を得るなどして、平成21年3月27日に新たなレジ袋削減協定を締結しました。特に食品スーパー、ドラッグストア、クリーニング店においては、マイバッグ等持参率を30%以上から80%以上へと大幅に削減目標を引き上げるとともに、その目標達成のための手法として、平成21年6月からレジ袋の無料配布を中止するなど、より実効性のある協定内容に改めました。平成21年6月のマイバッグ等持参率は、全体で概ね90%を超えており、また、店頭においても目立ったトラブル等はほとんどなく、取り組みは順調に開始されました。なお、レジ袋の販売による収益金については、環境保全活動

表2 レジ袋削減目標（業種別）

平成21年3月27日時点

業種	削減目標
食品スーパー (23社161店舗) ドラッグストア (5社122店舗) クリーニング店 (6社147店舗)	マイバッグ等持参率 80%以上 レジ袋の無料配布を中止
百貨店 (2社3店舗)	レジ袋削減率(H18比) 30%以上
コンビニエンスストア (3社325店舗)	次のいずれかを選択 ・マイバッグ等持参率 30%以上 ・レジ袋削減率(H18比) 20%以上 ・1店舗当たりの使用総重量削減率 (H12比) 35%以上
書店商業組合 (1組合75店舗)	マイバッグ等持参率 30%以上
合計 (40社・組合833店舗)	

に活用することとしています。

石川県地球温暖化防止推進センターの活動
＜環境政策課＞

県では、地球温暖化対策法に基づき、社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議を石川県地球温暖化防止活動推進センターに指定していますが、センターでは、環境フェアの開催など地球温暖化防止の普及啓発活動を中心とした活動を行っています。また、地球温暖化防止活動推進員の養成を目的とした県民環境講座の開催や、推進員の普及技術の研修の場として地球温暖化防止活動推進員スキルアップ研修会を開催するなど本県の温暖化防止活動の拠点として着実に活動を広げています。

地球温暖化防止活動推進員の委嘱

＜地球温暖化対策室＞

県では、地球温暖化対策法に基づき、地球温暖化防止活動を促進する活動に強い熱意と識見、それに行動力を持った県民を地球温暖化防止活動推進員として委嘱しています。平成20年度は108名の方を委嘱し、平成20年度末現在で179名となりました。

地球温暖化防止活動推進員の方々には、それぞれの地域において、地球温暖化の現状と温暖化防止につながる具体的な取り組みの実践に向けた働きかけや地球温暖化防止活動に対する支援・助言をお願いしています。

低公害車・エコドライブの普及促進

＜地球温暖化対策室＞

県では、地球温暖化や大気汚染の防止を目的として、いしかわ環境フェアやラジオによる広報等を通じて、環境負荷の少ない低公害車や燃料の節約に資するエコドライブの普及促進に努めています。

平成19年度から、エコドライブの具体的な実施方法や効果を理解していただくため、県内3箇所の自動車学校の協力を得て、「エコドライブ教室」を開催しており、平成20年度は下記のとおり実施しました。

・エコドライブ教室の開催

開催日 平成20年9月21日(日)、9月23日(火)
10月19日(日)
場 所 ドライビングスクールエクシール城東、こまつ自動車学校、太陽自動車学校
参加者 92人
平均燃費向上率 19%

資源とエネルギーを大切にす運動石川県推進会議の活動
＜地球温暖化対策室＞
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの定着を図っていくことは、地球温暖化防止活動の推進にとって重要なことです。

県では、「資源とエネルギーを大切にす運動石川県推進会議」を中心にさまざまな啓発活動を行っています。

・省資源・省エネルギーリーダー研修会の開催

開催日：平成21年2月10日
会 場：石川県生涯学習センター
参加者：120名

・「省エネ家電製品等普及指導アドバイザー」

の認定

石川県電器商業組合の協力を得て、省エネ家電製品等の普及、家電製品の省エネ説明を通じて、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に役立てるため、「省エネ家電製品等普及指導アドバイザー」を211名認定しました。

公共交通機関の利用促進 <都市計画課>

ア 観光期パーク・アンド・ライドシステム

昭和63年度から、ゴールデンウィークにおける兼六園の観光客対策と兼六園周辺の交通渋滞を緩和するため、観光期パーク・アンド・バスライドシステムを実施しています。

平成20年度においては、平成20年5月3日、4日、5日の3日間実施し、1,583台(4,668人)の利用がありました。

イ 通勤時パーク・アンド・ライドシステム

金沢市都心部の交通渋滞を緩和するため、平成8年11月から、マイカー通勤者を対象に商業施設等の駐車場を活用し、路線バスに乗り換えてもらうシステム(「Kパーク」)を実施しています。

平成20年度末現在、16箇所で425台分の駐車場を確保し、利用登録者数は、228人となっています。

エコマイスター等の認定

<地球温暖化対策室>

エコドライブ、エコクッキング、省エネ家電製品等の普及促進のために、それぞれの分野の専門家をエコマイスター等として平成20年度から認定し、地域や団体、事業所等が開催する講習会等に派遣するなど、各分野での省エネ活動の更なる推進を図っています。

(平成20年度 認定)

エコドライブマイスター：6名

エコドライブ指導アドバイザー：84名

エコクッキング指導アドバイザー：38名

省エネ家電製品等普及指導アドバイザー：211名

(2) 事業者の取り組み推進<地球温暖化対策室>

事業所は環境負荷が比較的大きいことから、県では、事業者の取り組みが進むよう、さまざまな支援等の施策を講じています。

環境活動評価プログラム(エコアクション21)の普及

環境活動評価プログラム(エコアクション21)は、中小事業者における環境への取り組みを促進するため、環境省が策定し、普及を進めているものです。

県では、県内の事業所を対象に、その普及拡大を図っています。

地球温暖化対策計画書の作成・提出制度

県では、ふるさと環境条例の規定により、平成18年度より、省エネ法の第1種エネルギー管理指定工場及び第2種エネルギー管理指定工場を対象に、地球温暖化対策計画書の作成・提出制度を設けています。平成20年度に提出された地球温暖化対策計画書の概要は、次のとおりです。

計画書提出事業所数 9

平成19年度二酸化炭素排出量 133千トン

二酸化炭素削減の取り組み

・基準年度：平成19年度

・計画年度：平成20年度～平成22年度の3年間

・削減目標一覧

削減目標	取り組み事業所数
3%以下	2
3%超～6%以下	4
6%超～9%以下	2
9%超	1
計	9

また、平成18、19年度に地球温暖化対策計画書を策定した事業者の平成19年度温室効果ガス排出量の実績の概要は、次のとおりです。

実績報告書提出事業所数 140

(平成18年度計画書策定 104
平成19年度計画書策定 36)

平成19年度二酸化炭素排出量 2,221千トン

・平成18年度計画書策定事業所 2,012千トン
(基準年度(平成16年度)比 19.3%増)

・平成19年度計画書策定事業所 209千トン
(基準年度(平成18年度)比 18.2%増)

電気の使用量を二酸化炭素排出量に換算する係数として、北陸電力の二酸化炭素排出原単位等を用いていますが、平成19年度は、志賀原子力発電所の通年停止などの影響で排出原単位が増大したことにより、基準年度と比較して二酸化炭素排出量が大幅に増加したと考えられます。

基準年度と同一の係数を用いて二酸化炭素排出量を再計算した場合は、次のとおりとなります。

- 平成19年度二酸化炭素排出量 1,741千トン
- ・平成18年度計画書策定事業所 1,564千トン
(基準年度(平成16年度)比 7.3%減)
- ・平成19年度計画書策定事業所 177千トン
(基準年度(平成18年度)比 0.1%増)

目標達成事業所数 73

なお、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が改正され、平成22年4月1日から施行されることとなりました。これまで一定規模以上の大規模な工場・事業場に対しエネルギー管理義務が課されていましたが、今回の改正により、企業(事業者)全体で管理することとなり、製造業を中心とした工場だけでなく、オフィスやコンビニエンスストア等の民生(業務)部門における省エネルギー対策が強化されることとなりました。

県では、改正省エネ法の趣旨に沿い、地球温暖化対策計画書の作成・提出制度の運用を見直すこととしています。

目標達成事業所数 15

事業者版環境ISOの推進

企業向け環境マネジメントシステムの認証制度であるISO14001(国際規格)やエコアクション21(国の規格)はかなりハードルが高く、県下の認証企業はごく限られている状況である

ことから、企業等においても比較的容易に省エネ活動に取り組みよう、平成19年12月に「いしかわ事業者版環境ISO」を策定しました。企業等はこれを活動指針として「環境行動計画」を作成し、毎年度実績報告してもらうこととしております。

また、平成20年度には、取り組みが容易なオフィスだけでなく、オフィスと業務の現場との分離が困難な事業者も取り組みよう病院、福祉施設、旅館・ホテル業、小売業、IT業種、建設業の6業種のマニュアルを作成し、事業者版環境ISOの普及促進に努めました。

平成20年度は新たに161事業所を登録し、同年度末現在の登録企業等は235事業所となりました。

事業所等への省エネ診断員の派遣

県では、民生業務部門における省エネルギー対策推進のため、事業所等に省エネ診断員(省エネルギー・省資源について専門知識を有する者)を派遣し、事業所等の省エネルギーへの取り組みを支援しています。

平成20年度は、11事業所等に派遣しました。

表3 県庁グリーン化率先行動プランの実績(出先機関を含む)

行動項目	目標(平成22年度)	基準年度 (平成15年度)実績	平成20年度実績	
電気使用量の削減	4%削減	73,250MWh	72,589MWh(0.9%)	
冷暖房用等燃料使用量の削減	13%削減	A重油	6,056kl	3,881kl(35.9%)
		灯油	1,403kl	2,336kl(+66.5%)(*1)
		プロパンガス	69千m ³	55千m ³ (20.0%)
		都市ガス	352千m ³	336千m ³ (4.6%)
公用車の燃料使用量の削減	5%削減	ガソリン	1,666kl	1,657kl(0.5%)
		軽油	303kl	269kl(11.1%)
水使用量の削減	5%削減	1,089千m ³	858千m ³ (21.2%)	
可燃ごみ排出量の削減	20%削減	1,297t	1,069t(17.6%)	
用紙類の使用量の削減	3%削減	108,266千枚	104,610千枚(3.4%)	
環境にやさしい製品の使用	99%達成	97.0%	99.1%(注)	
低公害車の導入	220台導入	累計70台	累計149台	
省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備	県有施設の30%導入	累計26施設(15%)	累計42施設(24%)	
二酸化炭素排出量の削減	8%(5千トン)削減	63,502t	65,046t(+2.4%)(*2)	

*1 灯油使用量が増加した主な要因

環境に配慮して、重油から灯油へ燃料転換したことによるものです。

*2 二酸化炭素排出量が増加した主な要因

電気の使用に伴う二酸化炭素排出割合は、全体の過半数を占めている状況にあります。平成20年度は、北陸電力の発電電力量のうち、二酸化炭素排出量の多い石炭等の火力発電の占める割合が平成15年度(基準年度)と比較して増加したことにより、販売電力量当たりの二酸化炭素排出量(二酸化炭素排出原単位)が増大したことが主な要因と考えられます。

なお、基準年度の排出原単位を用いて平成20年度の二酸化炭素排出量を再計算すると、次のとおりとなります。58,513t(7.9%)

(注) 達成率の算定に際しては、情報用紙(コピー用紙等)、印刷用紙、納入印刷物に係る数値を除外しています。

(3) 県庁における取り組み

県庁グリーン化率先行動プラン

<地球温暖化対策室>

県では、「県庁グリーン化率先行動プラン」に基づき、省資源・省エネをはじめとするさまざまな地球温暖化防止の取り組みを行っています。

平成17年度からは環境総合計画に統合され、平成22年度を目標年次とした新たな取り組みを進めています。(表3)

県有施設グリーン化推進事業

<地球温暖化対策室>

県では、「県庁グリーン化率先行動プラン」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備を進めています。

平成20年度は小松県税事務所等庁舎、石川中央保健福祉センター庁舎、中能登総合事務所等庁舎、能登中部保健福祉センター等庁舎において省エネ対策工事を実施しました。この4施設で、消費電力量を年間約7万4千kwh削減できる見通しです。

平成21年度も引き続き県有施設への省エネ設備の導入を図ることとしています。

県庁におけるISO14001の取り組み

<環境政策課・地球温暖化対策室>

本県では、本庁舎でのISO14001を平成16年2月に認証取得し、環境方針の実現に向けて、環境目的・環境目標の達成に取り組むなど、構築した環境マネジメントシステムの運用を進めてきました。さらに、平成17年度においては、本庁舎でのシステムに、石川県保健環境センター及び石川県工業試験場とのシステムを統合し、一体的な運用を図ることとし、平成17年11月30日に外部審査機関から統合したシステムの登録証が授与されました。

なお、平成17年度以降の環境目的・目標の設定にあたっては、平成17年3月に策定した石川県環境総合計画における行動目標及び取り組み事項と整合性を図っています。

県庁ISO14001で設定した平成20年度環境目的は、次の32項目です。

- ア 生活環境の保全（流域全体として捉えた水環境の保全、大気環境の保全など6項目）
- イ 循環型社会の形成（廃棄物等の排出抑制、循環資源の再使用など4項目）
- ウ 自然と人との共生（地域の特性に応じた自然環境の保全、生物多様性の確保など4項目）
- エ 地球環境の保全（地球温暖化防止、地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進など2項目）
- オ 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進（環境に配慮した産業活動の推進、環境ビジネスの育成など3項目）
- カ 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用（環境に関する知識等の収集、環境研究の推進など3項目）
- キ エコオフィス活動に伴う環境負荷の低減（省資源、省エネルギー、グリーン購入等の推進など8項目）
- ク 公共工事における環境負荷の低減（1項目）
- ケ イベント開催に当たっての環境配慮の推進（1項目）

また、環境目的を達成するための環境目標には、次の112項目を設定しています。

- ア 生活環境の保全として、生活排水処理施設の整備、道路の自動車交通騒音の監視など28項目
- イ 循環型社会の形成として、家庭版、地域版ISOの取り組み拡大、産業廃棄物の資源化や減量化の推進、最終処分量の削減など20項目
- ウ 自然と人との共生として、里山保全の再生、希少動植物の保護・復元、いしかわ自然学校の充実など21項目
- エ 地球環境の保全として、二酸化炭素排出量の削減、太陽光発電等新エネルギーの利用拡大、国際環境協力の推進など9項目
- オ 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進として、エコ農業認定者数の拡大、環境ビジネスの起業に関する融資など10項目

- カ 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用として、環境データベースの構築、環境研究の推進、学校での環境教育の実施など10項目
- キ エコオフィス活動に伴う環境負荷の低減として、庁舎での電気・水・冷暖房等の燃料使用量の節減、用紙類使用量の節減、一般公用車への低公害車の導入促進、グリーン購入の推進など12項目
- ク 公共工事における環境負荷の低減として、リサイクル製品の使用促進の1項目
- ケ イベント開催に当たっての環境配慮の推進として、大規模イベント開催に際しての環境配慮の1項目

なお、平成22年4月から改正省エネ法が施行されることとなり、県庁全体で省エネ活動に取り組む必要があることから、県出先機関においては「いしかわ事業者版環境ISO」に登録し、実効ある省エネ活動を推進することとしています。

(4) 新エネルギーの利用促進

新エネルギー活用指針の策定と普及推進

<企画課>

新エネルギーは、環境に優しく、また、地球温暖化の防止にも有効なものであり、今後、より一層の利用促進が望まれます。

この指針では、これまであまり導入が進んでおらず、また、技術開発を進めるべき新エネルギーの中から、県内の各地域の状況を踏まえつつ、木質バイオマスエネルギー、温泉熱エネルギー、雪氷冷熱エネルギーの3つを選定し、その活用方策として、県では、平成18年3月に「石川県新エネルギー活用指針」を策定し、この指針を活用して、積極的に新エネルギーの活用を推進しています。

ア 「木質バイオマス」については、

- ・ガス化発電
- ・石炭火力発電所での混焼
- ・木質ペレットとしての利用

イ 「温泉熱」については、

- ・農業への熱利用
 - ・温泉（排水）を利用した温泉街の魅力づくり
 - ・食品加工への熱利用
- ウ 「雪氷冷熱」については、
- ・低温貯蔵庫や抑制ハウス栽培への冷熱利用
 - ・公共施設での冷熱利用
 - ・21世紀の氷室づくり

といった事業について取りまとめています。

また、新エネルギーの普及啓発事業についても積極的に取り組んだところであり、平成20年度においては、

- ア 石川県中小企業技術展（5月22日～24日）への出展（パネル等展示）
- イ いしかわ環境フェア（8月23日・24日）への出展（パネル等展示）
- ウ 石川県新エネルギー利活用セミナーの開催（11月21日）を実施しました。

バイオマス資源の利用促進

ア 木質バイオマスの利用促進 <森林管理課>

県では、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、農林漁業まつり等を通じた普及啓発活動の実施やエネルギー利用施設の導入に対して支援しています。

これまで、南加賀木材協同組合（小松市）による木材乾燥用の熱源としての製材端材を利用した木くず焚きボイラーの導入（H14）や旧白峰村の公衆浴場におけるダム流木を燃料としたボイラーの導入（H16）等に支援しています。

平成17年度には、穴水町麦ヶ浦地内の県有地において、（株）明電舎がNEDO（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）との共同研究として「木質バイオマスガス化発電施設」を建設し、現在実証研究を行っているところです。県内の木質バイオマスエネルギー利用施設は、平成20年度末現在、木くず焚きボイラー10基とガス化発電施設1基となっています。

イ 農畜産廃棄物系バイオマスの利用促進

< 農業安全課 >

県では、農畜産廃棄物系バイオマスである家畜排せつ物をたい肥化し、たい肥の利用を促進することで、土づくり・資源循環を基本とした持続性の高い農業生産を推進しています。

平成20年度は、河北潟干拓地で40haのたい肥の大規模散布実証を行いました。

(5) 森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定
森林の整備・管理 < 森林管理課 >

森林による二酸化炭素の吸収・固定を推進するため、スギやアテなどの針葉樹を主体とした人工林約10万ha及び広葉樹を主体とした天然林の保安林4万haを合わせた14万haの森林について、樹木の生育状況に応じた整備や管理を推進するとともに、森林の循環利用に向けた県産材の利用促進に取り組んでいます。

平成20年度は、新長期構想（平成18～27年度の10ヵ年）に基づき50,345m³の間伐材生産と利用を行うとともに、造林事業や治山事業等で年間4,746haの間伐を実施しました。また持続的な林業生産活動が可能となるよう、県産材の安定した供給体制づくりに向け高性能林業機械による低コスト間伐の推進や木材の流通加工施設の整備等に取り組みました。

二酸化炭素吸収量の認証

< 地球温暖化対策室 >

企業等の森づくり活動を促進するため、企業やボランティア団体が営利を目的としない整備活動を実施した森林において、1年間に吸収されると考えられる二酸化炭素量を証書により認証する制度を平成20年度から開始しました。

この制度は、企業などによる森づくり活動の成果を地球温暖化対策の観点から数値化して認証するもので、県では、これにより企業などによる森づくり活動が促進されることを期待しています。

（平成20年度の認証状況）

- ・ 3企業3団体を認証。（うち2団体には、サポート活動吸収証書も交付）
- ・ CO₂吸収量合計 101トン

4 今後の取り組みの方向

< 地球温暖化対策室 >

本県では、これまでも独自の取り組みとして、4つのいしかわ版環境ISOの普及や県民エコライフ大作戦など、県民の意識啓発を通じた実践活動を促すほか、エコリビング研究会など温室効果ガスや経費の削減効果がしっかりと積み上がる取り組みの検討を進めてきました。

平成21年度は、こうした取り組みに加え、温暖化防止活動に取り組む県民・事業者の更なる裾野の拡大を図るとともに、民生部門でのより高度な取り組みを支援するため、マニュアルの普及、専門家の指導、資金手当という3つのサポートを行うこととしています。具体的には、家庭部門ではエコリビングマニュアルの普及、住宅省エネアドバイザーの養成、太陽光発電や二重ガラス窓等の省エネ設備の導入に対する助成に加え、家庭における省エネ活動を県産農産物等と交換できるエコチケット制度も進めていくこととしています。

また、オフィス等の業務部門では、平成20年度に策定した病院や福祉施設、旅館やホテル等の業種別マニュアルの周知を図るほか、エネルギー管理士による省エネ診断に加え、低利の融資制度や省エネ化の優れた取り組みに対する表彰制度を創設することとしています。

更に、国からモデル事業として採択されたエコハウスについては、県産材や県内企業が開発、製造した省エネに関する建築資材や設備を極力取り入れるとともに、消費するエネルギーを自給できるよう太陽光発電や風力発電などを設置するほか、断熱性能を高めることや、自然の光や風などをできる限り利用することとしています。多くの県民にエコハウスの効果を体験していただくと同時に、住宅関係者に対する知識や技術の普及を図っていくこととしています。

ドイツに学ぶ住宅省エネ政策

本県では、平成20年、知事がドイツの温暖化防止に関する先進事例を視察したことを契機に、住宅の省エネ化や中小企業者の省エネ対策に本格的に取り組んでいます。

知事が訪れたミュンスター市では、建物のエネルギー効率をステッカーの色別で示して各建物に掲示する「エネルギー・パスポート」制度をはじめ、学校、病院、サービス業者、中小製造事業者などが、温室効果ガスや電気・燃料費などの削減効果を科学的な根拠に基づき、数値で明確に示して省エネ・省資源活動を実践する「エコプロフィット」事業などの先進的な取り組みを視察しました。

これらの取り組みはドイツ全土に広がりつつあり、ミュンスター市はその先陣を切っている市ですが、その技術的バックアップをしているのが、ハム市にあるエコセンター（住宅やビルの省エネ研究所）です。

知事は、エコセンターも視察し、「エネルギー・パスポート」の作成手法やエネルギー・パスポート作成の前提となる住宅の省エネ診断の診断士の養成手法、さらには、エコプロフィット事業に基づく、オフィスや建物の省エネ建築・改修技術を視察しました。

この訪問をきっかけに、ドイツの省エネ建築・改修技術や制度を本県でも参考にし、導入を図るため、平成20年8月にハム市エコセンターと(財)石川県建築住宅総合センターとの間で建築物の省エネ技術に関する交流協定を締結しました。

(財)石川県建築住宅総合センターでは、この協定に基づき、平成21年2月に、県内の建築・設計関係の事業者、団体からなる訪問団をエコセンターに派遣し、充実した研修プログラムを受講し、多くの成果を持ち帰りました。

特に、エネルギー・パスポート制度については訪問団の関心も高く、今年度には、エコセンターの職員を本県に招へいし、より多くの関係者を対象にワークショップを開催することとしています。

こういったドイツとの技術交流も評価され、本県は、国のエコモデルハウス建築のモデル地域に選定されました。

第2節 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

< 環境政策課 >

1 酸性雨対策（再掲）

(1) 日本における酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物が、気象条件によっては国境を越えて遠くまで運ばれ、酸性雨となつてほかの国へも影響を及ぼすこともあります。

環境省では、昭和58年度から酸性雨の実態調査や土壌、森林への影響調査を継続して実施しています。また平成13年1月より東アジア酸性雨モニタリングネットワークが中国等10カ国（現在13カ国）の参加により正式稼働し、国際的な酸性雨対策に取り組み始めています。

これまでの調査結果では、わが国では、酸性雨によるはっきりとした生態系への影響は認められていませんが、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されており、また日本海側の地域では、大陸に由来した汚染物質の流入が示唆されています。

(2) 県の取り組み

本県では、昭和58年度から酸性雨調査を実施しており、環境省とも協力しながら酸性雨の実態と影響の把握に努めています。

平成19年度の酸性雨（1週間降水）のpH年平均値は金沢で4.31とやや低下傾向にあるとうかがえます。また、降水酸性化の指標となる非海塩由来硫酸イオン及び硝酸イオンについては、晩秋から春季にかけて高くなる傾向を示し、全国的な傾向と同様に大陸からの流入が示唆されています。

本県では、酸性雨のような国境を越えた問題は、それぞれの国どおし、地域どおしの相互理解と協力が必要との観点から、中国人技術研修生の受入れなどの国際協力を進めています。

なお、平成15年度から始まった環境省の酸性雨長期モニタリング調査では、県内において土壌・植生モニタリング調査地点として白山国立公園（白山市）、石動山（中能登町）及び宝立山（輪島市）の3地点が、陸水モニタリング調査地点として大畠池（倉ヶ岳大池：金沢市、白

山市）が選定され、県では環境省に協力して、継続的な調査を行っています。

2 黄砂対策（再掲）

近年、中国において、黄砂の発生頻度が増加し、社会的な注目を集めているとともに、日本における影響も懸念されています。

黄砂自体については、自然起源のものであり、従来は、その成分等については、さほど問題視されませんでした。有害な大気汚染物質が黄砂に付着して飛来するおそれがあるといわれることから、その実態を解明する必要があります。

これまでの県の調査結果では、黄砂観測日の硝酸イオン濃度が、非黄砂日に比べ2倍以上高い状況にあり、燃焼などによって排出される大気汚染物質が本県までの飛来途中で黄砂に吸着されたことが示唆されています。

3 フロン対策

(1) オゾン層の破壊

地球をとりまく成層圏のオゾン層は、太陽の光に含まれる有害な紫外線（UV-B）を吸収し、生物を守っています。

このオゾン層が人間によって作り出されたフロン等の化学物質によって破壊され、南極では、毎年連続して規模の大きなオゾンホールが観察されています。

(2) オゾン層の破壊の影響

オゾン層の破壊が進み、地上に到達する有害な紫外線が増加すると、皮膚ガンや白内障といった病気の発症、免疫機能の低下など人の健康に影響を与えるほか、陸地や水中の生態系に悪影響を及ぼすとされています。

(3) オゾン層を守るために

オゾン層の破壊は、地球的規模の問題なので、ウィーン条約に基づく国際的な枠組みのもとで対策が進められています。

わが国でも、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」により、フロン等の生産・消費規制を実施して

おり（表4）、これまでカーエアコンや電気冷蔵庫の冷媒として使用されてきたCFCの生産・輸入は、1995年（平成7年）末をもって全廃されました。

表4 フロン等の規制スケジュール

種 類	規制開始	全 廃
CFQ(特定フロン)	1989(平成元)年	1996(平成8)年
CFQ(特定フロン以外)	1993(平成5)年	1996(平成8)年
ハロン	1992(平成4)年	1994(平成6)年
四塩化炭素	1995(平成7)年	1996(平成8)年
1-1-1トリクロロエタン	1993(平成5)年	1996(平成8)年
HBFC	-	1996(平成8)年
HCFC	1996(平成8)年	2020(平成32)年
臭化メチル	1995(平成7)年	2005(平成17)年

(4) 使用済フロンの回収、破壊

CFC等の生産・輸入が全廃された後も、自動車や冷蔵庫を廃棄する段階で、フロン等が大気中に放出されてしまうことを防ぐためには、使用済の機器からフロン等の回収、破壊を行う必要があります。

また、冷媒として使用されているフロンには、オゾン層を破壊するCFCやHCFCのほかに、オゾン層を破壊しないものの温室効果ガスであるHFCがあり、地球温暖化防止の観点から、HFCも回収、破壊する必要があります。

平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定され、平成14年4月から業務用冷凍空調機器及びカーエアコンからフロン類（CFC、HCFC、HFC）の大気への放出が禁止されました。

なお、カーエアコンに関しては、平成17年1月より「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に引き継がれています。

表5 第一種フロン類回収業者からのフロン類回収量報告の集計結果（平成19年度分）

		CFC	HCFC	HFC	合計
整備時	回収した第一種特定製品数（台）	68	715	500	1,283
	回収量（kg）	1,708	4,467	2,191	8,366
	平成19年度当初の保管量（kg）	0	0	0	0
	破壊業者に引き渡した量（kg）	79	3,250	1,655	4,984
	再利用した量（kg）	1,593	985	243	2,821
	平成19年度末の保管量（kg）	36	232	293	561
廃棄時等	回収した第一種特定製品数（台）	1,512	6,179	956	8,647
	回収量（kg）	3,078	14,285	1,130	18,493
	平成19年度当初の保管量（kg）	1,386	1,069	95	2,550
	破壊業者に引き渡した量（kg）	2,978	13,226	865	17,069
	再利用した量（kg）	116	872	26	1,014
	平成19年度末の保管量（kg）	1,370	1,257	335	2,962
合計	回収した第一種特定製品数（台）	1,580	6,894	1,456	9,930
	回収量（kg）	4,786	18,752	3,321	26,859
	平成19年度当初の保管量（kg）	1,386	1,069	95	2,550
	破壊業者に引き渡した量（kg）	3,057	16,476	2,520	22,053
	再利用した量（kg）	1,709	1,857	269	3,835
	平成19年度末の保管量（kg）	1,406	1,489	628	3,523

家庭用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫

平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行され、使用済の家庭用エアコン・冷蔵庫は、家電販売店等から県内4箇所の指定引取場所を経由して、製造業者が設置するリサイクル施設に運搬され、そこでフロン類の回収が行われています。

また、平成16年4月からは家庭用冷凍庫が家電リサイクル法の対象品目に加わり、同様にフロン類の回収が行われています。

業務用冷凍空調機器

平成14年4月から「フロン回収破壊法」が施行され、業務用のエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器等を廃棄する際には、フロン類の回収と破壊が義務付けられました。

これにより、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を廃棄する際には、機器に充てんされているフロン類は、知事の登録を受けた「第一種フロン類回収業者」に引き渡すとともに、回収・運搬・破壊に要する適正な料金を支払うことになりました。

このため平成13年12月から第一種フロン類回収業者の登録制度が開始しており、本県では、平成20年度末で250の事業者が第一種フロン類回収業者の登録を受けています。

また、フロン回収破壊法の改正により、平成19年10月からは、第一種特定製品を整備する場合もフロン類の回収作業は、原則として第一種フロン類回収業者が行わなければならないこととなりました。

フロン回収破壊法に基づき第一種フロン類回収業者から県に報告された平成19年度分の回収量等の集計結果では、整備の際の第一種特定製品からのフロン類の回収量は8,366kg（1,283台）であり、このうち破壊業者に引き渡した量は4,984kg、再利用した量は2,821kg、平成19年度末時点でそのまま保管していた量は561kgでした。また、廃棄された第一種特定製品からのフロン類の回収量は18,493kg（8,647台）であり、このうち破壊業者に引き渡した量は17,069kg、再利用した量は1,014kg、平成19年度末時点でそのまま保管していた量は2,962kgでした。

カーエアコン

カーエアコンに含まれるフロン類については、平成16年12月までは、フロン回収破壊法のシステムにより第二種フロン類回収業者が回収していましたが、平成17年1月からは自動車リサイクル法のシステムによりフロン類回収業者が回収しています。これにより、自動車の所有者はフロン類回収破壊費用を含むリサイクル料金を、原則として新車を購入したときに支払うとともに、使用済自動車を県知事または金沢市

長の登録を受けた引取業者に引き渡す必要があります。

また、自動車リサイクル法に基づきフロン類回収業者から報告された平成19年度分の回収量等の集計結果では、使用済自動車からのフロン類の回収量は11,196kg（35,665台）であり、このうち、自動車製造業者等を経由して破壊業者に引き渡された量は10,761kg、再利用した量は110kg、平成19年度末でそのままフロン類回収業者が保管していた量は1,932kgでした。

表6 フロン類回収業者からのフロン類回収量報告の集計結果（平成19年度）

区 分	CFC	HFC	計
フロン類回収業者へ引き渡された台数(台)	35,665		
回収した量(kg)	1,909	9,287	11,196
平成18年度末に保管していた量(kg)	698	910	1,608
自動車製造事業者等への引渡した量(kg)	1,795	8,967	10,761
再利用した量(kg)	38	72	110
平成19年度末に保管していた量(kg)	774	1,158	1,932

4 国際環境協力

(1) 研修員の招へい

本県では、平成5年度から中国の地方政府に勤務する環境保全技術者を招へいし、酸性雨モニタリング・分析技術を中心とした研修を実施

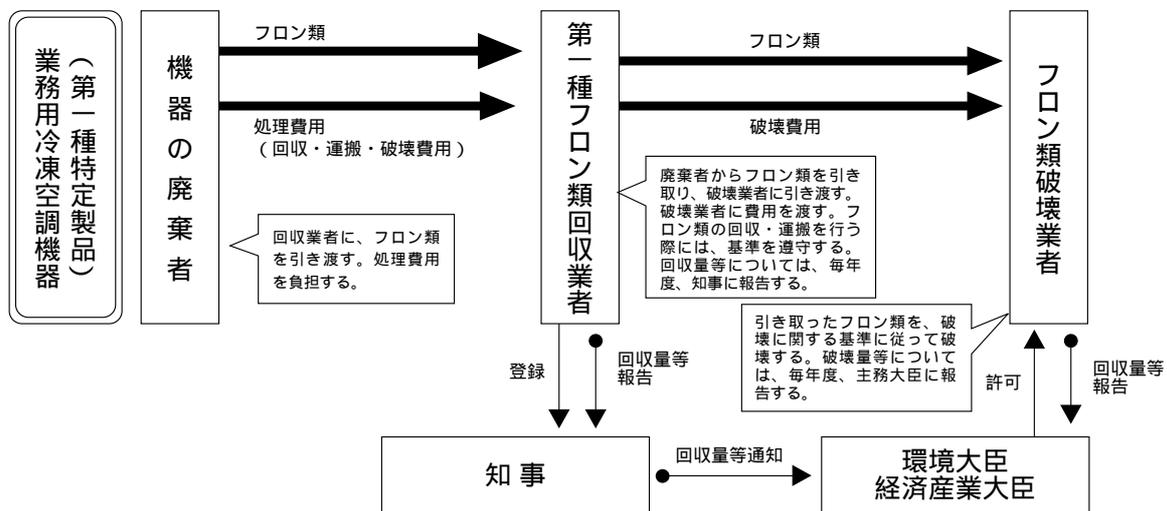


図4 フロン回収破壊法のシステム

しています。

平成20年度は、県庁環境政策課を中心として環境行政に関する研修を行い、環境影響評価、環境教育等環境行政手法の修得や環境関係の施設等の見学などを行いました。

- ・研修期間 平成20年7月31日～11月26日
- ・研修員 江蘇省環境保護庁
涂 曉群〔Tu Xiaoqun〕(女)

(2) 日中韓環境協カトライアングル事業

本県では、中国江蘇省、韓国全羅北道の三者による「日中韓環境協カトライアングル事業」を実施しており、平成20年度は、本県で地球温暖化対策をテーマに「環境保全技術検討会」を開催しました。この検討会では、それぞれの取り組みを紹介し、環境保全分野における協力関係を一層強化することに努めました。

- ・開催日：平成20年10月14日～16日
- ・開催地：石川県
- ・テーマ：地球温暖化対策

(3) JICA草の根技術協カ事業

平成18～20年度の3カ年において、有害物質による水質対策が遅れている中国江蘇省の長江以北地域での技術支援を実施しました。

平成20年度は同省宿遷市^{しゅくせん}を対象として、同市環境保護局職員の研修員を受入れるとともに、県職員をこの3年間の事業を行った同省南通市、淮安市、宿遷市へ派遣しました。

- ・研修員受入 宿遷市環境保護局職員1名を4ヵ月間(8～11月)受け入れ、保健環境センターで技術研修を実施
- ・職員派遣 技術職員2名を2週間(12月)江蘇省へ派遣し技術指導を実施

なお、平成21年度からは大気環境が悪化している中国江蘇省からの要請に応え、自動車排出ガスなどに対する発生源対策や啓発を行うため研修員の受入れや現地での技術指導を23年度にかけて行うことになりました。